



寒さの中にも春の足音が聞こえてきます。今月号も最新のトピックスをお届けします。

国内動向

① 優先評価化学物質のリスク評価(一次)評価Ⅰの結果及び対応の公表(経済産業省)

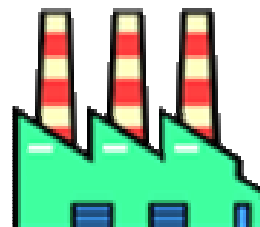
経済産業省は平成28年12月27日、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の優先評価化学物質を対象に、平成28年3月1日に公表した製造・輸入数量(平成26年度実績、公開)及び製造・輸入数量と同時に届出られた詳細用途別出荷量(非公開)等を用いてリスク評価(一次)評価Ⅰを実施し、結果を公表した。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/ra_16122701.html

② 「リスクアセスメント実施支援システム(コントロール・バンディング)により出力される対策シートの一覧」を公開(厚生労働省)

厚生労働省は、リスクアセスメント実施支援システム(コントロール・バンディング)により出力される対策シートの一覧を公開しました。利用者は、出力された対策シートの内容を参考に、使用している化学物質をどのように管理するかを検討することができます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148537.html>

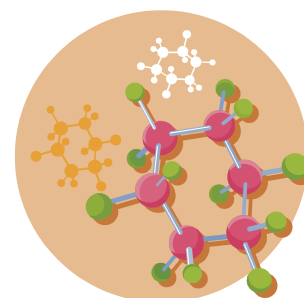


海外動向

① 高懸念物質の追加(ECHA)

ECHAは1月12日、新たに4物質をREACH規則の認可候補物質リスト(Candidate List)に追加した。対象物質は、4,4'-isopropylidenediphenol (bisphenol A; BPA)、nonadecafluorodecanoic acid (PFDA) and its sodium and ammonium salts、p-(1,1-dimethylpropyl)phenol及び4-heptylphenol, branched and linear。今回の追加により、高懸念物質(SVHC)は合計173物質となった。

<https://echa.europa.eu/-/four-new-substances-of-very-high-concern-added-to-the-candidate-list>



② 化学物質の登録及び評価等に関する法律の一部改正法案及び生活化学製品及び殺生物剤安全管理法案に対する意見募集(韓国)

韓国は、化学物質の登録及び評価等に関する法律の一部改正法案と、生活化学製品及び殺生物剤安全管理法の法案について意見募集を行っている。両法案とも意見募集期限は2017年2月6日までである。

<http://www.me.go.kr/home/web/board/read.do?menuId=286&boardMasterId=1&boardCategoryId=39&boardId=717380>

<http://www.lawmaking.go.kr/lmSts/ogLmPp/36869?opYn=Y&cptOfiOrgCd=1480000&isOgYn=Y&edYdFmt=2016.+12.+31.&stYdFmt=2016.+6.+1.&btnType=1>

<http://www.lawmaking.go.kr/lmSts/ogLmPp/36870?opYn=Y&cptOfiOrgCd=1480000&isOgYn=Y&edYdFmt=2016.+12.+31.&stYdFmt=2016.+6.+1.&btnType=1>

③ ナノスケール材料として製造・加工される化学物質についての要求事項策定(米国EPA)

米国EPAは、ナノスケール材料として製造・加工される特定の化学物質について、報告及び記録管理に関する要求事項を策定した。この要求事項は、対象の化学物質を製造・加工している事業者及び、製造・加工する予定の事業者を対象としている。この要求事項は2017年5月12日から有効になる。

<https://www.federalregister.gov/documents/2017/01/12/2017-00052/chemical-substances-when-manufactured-or-processed-as-nanoscale-materials-tsca-reporting-and>

特集:ラベル作成に関してよくある質問

平成 28 年 6 月 1 日施行の労働安全衛生法施行令の改正により、ラベル表示義務の対象物質が SDS 交付義務の対象 640 物質に拡大されました。今月号の特集では、ラベル作成に関して、事業者の皆様からよくいただく質問をご紹介します。



【質問①】 サンプルで化学品を提供する場合にラベル対応等は必要ですか。

【回答①】 サンプル提供の場合も、少量でも、1 回だけのサンプルの提供でもラベル表示が必要です(*1 より Q3 参照)。

【質問②】 製品の容器が非常に小さく、ラベルが貼れないものはどうしたらよいですか。例えば小分け袋を 10 袋入れた製品は、それらを入れた大きな袋へのラベル貼付でよいでしょうか。



【回答②】 個々の容器が小さくてラベルを貼付することが難しい場合には、紐(タグ)で結びつけるという対応が原則ですので、小分けの袋にラベルを作成し、貼付あるいは紐で結んでください。外装のみへのラベルの貼付は認められません(*1 より Q17 参照)。

*1:厚生労働省「化学物質対策に関する Q&A(ラベル・SDS 関係)」

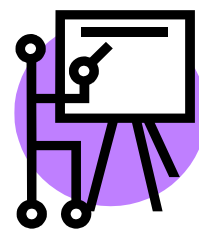
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124297.html>

お知らせ

○セミナー「日欧米の化学物質関連法規制の概要と SDS・ラベル作成入門講座」

3 月 10 日(金)に大阪市立中央会館(大阪市中心部)において開催されるセミナー「日欧米の化学物質関連法規制の概要と SDS・ラベル作成入門講座」で本機構の吉川職員が講師を務めます。割引制度がありますので参加ご希望の方は本機構までご連絡ください。

<https://www.rdsc.co.jp/seminar/170316>



○書籍執筆「ICH Q3C,Q3D における PDE 値算出法の実際」について

ICH Q3C (医薬品の残留溶媒ガイドライン) 及び Q3D (医薬品の元素不純物ガイドライン) についての書籍「ICH Q3D 元素不純物/Q3C 残留溶媒の許容限度値/試験法設定と適切な管理手法」(サイエンス & テクノロジー) において、本機構の菊野職員及び林職員が第 7 章「ICH Q3C, Q3D における PDE 値算出法の実際」の執筆を担当しています。書籍の発売は 3 月を予定しています。



ご質問等ございましたら、以下の連絡先にお気軽にお問い合わせください。

CERI

一般財団法人 化学物質評価研究機構
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F
安全性評価技術研究所 研究第二部
Tel: 03-5804-6136 (担当者: 石井(聡)、菊野、林)
URL: <http://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp